

中国在ベトナム領事の設置をめぐる対仏交渉 ——清朝による領事裁判権要求と「属邦」論——¹⁾

青山 治世

はじめに

19世紀後半、ベトナムをめぐる清朝とフランスとの争いは、武力衝突へと発展し（清仏戦争1884～85年）、清朝側は陸戦では優位に立つ局面もあったが、緒戦で福建艦隊を失うなど海上では劣勢に立たされた結果、1885年6月9日、清朝全権の李鴻章とフランス全権のパトノートル（Jules Patenôtre）との間に天津条約が締結され、終戦に至った。この条約は、清朝がベトナムに対するフランスの保護権を承認したという点において、清朝側の「敗北」として理解されているが、清朝側の対外権益として認められたものもあった。清朝側のベトナム駐在領事の設置権もその1つであり、同条約第5条では、清朝はフランスとの協議を経れば、ベトナム北部（北圻、トンキン地方）の「各大城鎮」に領事を設置できることが規定された²⁾。また、1886年4月に、再び対仏交渉の清朝全権となった李鴻章とフランス全権コゴルダン（Georges Cogordan 漢名は戈可当）との間に締結された「越南境界通商章程」（通称「コゴルダン条約」）においても、ハノイ（河内）・ハイフォン（海防）における清朝領事の設置権とともに、以後フランスとの協議を経れば、その他のベトナム北部の「各大城鎮」にも領事を設置できることが規定された（第2条）³⁾。

そして、翌1887年6月26日には、さらに詳細な通商問題（商務）と国境問題（界務）に関する取り決めとして、「統議商務専条」と「統議界務専条」が両国間において締結された（通称「コンスタン条約」）⁴⁾。この2つの「専

条」の本文には領事設置に関する条項は盛り込まれていない。しかし、「専条」の締結を前にした6月23日、この条約交渉を担当していた総理衙門は、交渉相手であったフランス駐清公使コンスタン（Ernest Constans 漢名は恭思当）に対し交換公文を発し、「前約（天津条約・コゴルダン条約）」で規定されたベトナム北部の「各大城鎮」における清朝領事の設置は、当面実施しないことをフランス側に約束する。その後、中国在ベトナム領事の設置問題は、この清仏戦争後に取り交わされた諸条約や交換公文に記された、それぞれに有利な文言に双方が依拠する形で、果てしない論争が1930年代まで繰り返されることになる⁵⁾。

以上の経過については、これまでの研究によってその概略についてはすでに明らかにされている⁶⁾。しかし、1886年のコゴルダン条約の締結交渉に際して、中国領事の設置問題がベトナムの「属邦」問題と絡んで激しい議論の対象となったことについては、その歴史的な意味も含めてこれまでまったく論じられてこなかった。この時激しい議論となったのは、清朝がベトナムにおいて領事裁判権を行使したいとフランスに強く要求したことによる。むしろフランス側は国際通例に反するとしてこの要求を拒絶するが、清朝側がベトナムにおける領事裁判権を要求する根拠としたのが、ベトナムが清朝の「属邦」であるという点であった。1885年の天津条約において、清朝はベトナムに対するフランスの保護権をすでに承認していたが、それでもベトナムは依然として清朝の「属邦」であるとの論法によって、「属邦」に在住する華人に対しては清朝が自ら裁判を行わなければならないとして譲らなかった。結局、清朝側の要求が認められることはなかったが、1880年代半ばの段階で、清朝が海外における領事裁判権の行使を強く要求していたこと、それがいわゆる「属邦」問題と密接に関わっていたことは、注目に値する。またこうした主張は、同時期の清朝の対外関係や在外華人観を考える上でも重要である。

裁判権を含む広範な権限を有する在華西洋領事存在を自らの領事像に投影させてきた清朝の官僚たちは、外交上可能であれば外国あるいはその植民

地に対して裁判権を有する領事を派遣したいとの意志を有していた⁷⁾。1871年に締結された日清修好条規において清朝が双務的な領事裁判権を要求して実現させたことは、その最も典型的な事例であり⁸⁾、1875年にはスペインに対してその植民地であるキューバに派遣する清朝領事に裁判権を付与するよう求めたこともあった⁹⁾。だが、1877年に行われたイギリスとの在シンガポール領事の設置交渉では、清朝側が領事裁判権の行使を求めた形跡は見あたらない。以後、西洋諸国やその「通常」の植民地において領事裁判権を行使するよう望む声は聞かれなくなる。これは、清朝政府の外交官僚が、西洋諸国間では裁判権を有する領事を相互に派遣し合うことはないという「国際通例」を受容した結果ともいえよう。

ところが、1880年代に入るとそれとは逆の局面が出現する。すなわち、清朝側が「属国」「属邦」と主張する地域に対して清朝の領事や商務委員を派遣する、あるいは派遣が議論される際に、その清朝側の領事や商務委員に現地華人に対する裁判権を付与しようとの動きが現れたのである。それは、1882年に朝鮮との間で結ばれた「商民水陸貿易章程」において明文化され、翌年以降朝鮮に派遣された清朝の商務委員は、実際に現地で華人に対する裁判権を行使することになる¹⁰⁾。そして、1885年の天津条約によって清朝がベトナム北部における領事設置権を獲得すると、翌86年に行われたフランスとの条約交渉において、朝鮮の例を援用して、「属邦」であるベトナムにおける領事裁判権の行使を主張するに至る。

清朝側のこうした主張や行動は、朝鮮・ベトナムを中心とした清朝と「属邦」との関係のあり方が1880年代に入って急展開をみせ、それが清朝の在外領事の設置や在外華人の保護・管理のあり方に密接に関わるようになったことが影響したものであったと考えられる。一見あだ花のようにも見える「属邦」に対する清朝の領事裁判権要求も、その論理や背景を巨細に見つめることで、「近代中国」のもう1つの変容のあり方をあぶり出すことにつながるのではないか。本稿はそうした予見のもと、まずフランスによるベトナム侵略の進展から清仏戦争、天津条約に至るまでの経過を領事問題との関連

で整理し（第1章）、ついでコゴルダン条約の交渉過程を詳細に追うことで、どのような文脈の中で領事裁判権要求が提起されたのかを検討し（第2章）、コンスタン条約と交換公文によって領事問題がいかに関与されたかを確認することにしたい（第3章）¹¹⁾。その上で、領事裁判権要求と宗属問題がどのようにリンクしていたのかについても考察を試みることにしたい。

第1章 ベトナムにおける領事設置権の設定

——天津条約（1885年）——

第1節 ベトナム問題と清仏戦争¹²⁾

19世紀半ば以降、ナポレオン3世治下のフランスはベトナムに対する外交的・軍事的圧力を徐々に強めていき、1867年には南部にコーチシナ植民地を建設、第三共和政に入って以降もベトナムへの圧迫は続き、1874年の第2次サイゴン条約によってフランスはベトナムの外交監督権を獲得、保護国化のルールが敷かれた。その後、ベトナム問題をめぐる清朝とフランスとの外交交渉は、フランスと中国の双方を舞台に断続的に続けられたが、その間もベトナムでのフランスの軍事行動はエスカレートしていった。1883年2月に成立していたフェリー（Jules F.C.Ferry）内閣はベトナム問題に対してさらに強硬な姿勢で臨み、同年8月25日には第1次ユエ条約によってベトナム保護国化を強行した。軍事的にもベトナムへの介入を始めていた清朝側（正規軍と黒旗軍）は敗退を重ね、ソンタイ（山西）での敗北（1883年12月）に続き、84年3月にはバクニン（北寧）の会戦でも敗北を喫した。北京ではその責任を問われて4月8日には政変が起こり、長く清朝の内政・外交の中心にあった恭親王奕訢らが失脚、代わって醇親王奕譞、慶郡王奕劻、孫毓汶らが政権を掌握した（甲申易枢）。まもなく、対仏交渉を命じられた李鴻章に対しその交渉方針について上諭が発せられたが（5月4日）、その中には「ベトナムが藩属であるという成憲（既成の体制）を変えてはならない」ことも明記されていた¹³⁾。この上諭がその後の李鴻章の対仏交渉のあ

り方を規定していたと思われる。そして5月11日、李鴻章とフランス海軍中佐フルニエ（François Ernest Fournier）との間に天津簡明条約（李鴻章・フルニエ協定）が結ばれ、これにより清仏の全面衝突は回避されるかに見えた。なお、この協定には、清朝はフランス・ベトナム間の諸条約を尊重する一方で、フランスはベトナムとの間の条約に清朝の「威望体面」を傷つける言辞を入れないことを約束するとの条項が含まれていた。この「威望体面」という文言が、清朝側がその後もベトナムを「属邦」として主張し続ける根拠となる¹⁴⁾。一方、フランスは6月6日に第2次ユエ条約をベトナム政府と結び（批准交換は1886年2月23日）、フランスによるベトナム保護国化がこれによって完了する。その主な内容は以下の通りであった。

- ①ベトナム政府はフランスの保護権を承認し、フランスはベトナムのすべての対外関係を代表する。
- ②フランスは統監（Residents-General）をユエに駐在させ、統監はフランスを代表してベトナムの対外関係を統轄する。
- ③フランスはベトナムに新設する税関を委任される。
- ④ベトナムにおけるすべての外国人はフランスの裁判管轄に属する。

特に④は、後述するベトナムにおける領事裁判権をめぐる清仏交渉において、フランス側が清朝側の要求を拒否する根拠となるものであった。

その後も清仏両国は軍事衝突と外交交渉を繰り返し、清朝側は陸上では優勢に立ちながら、海上では台湾や福建で敗退を重ねていた。1884年10月以降、ロバート・ハート（Robert Hart）による調停工作（調停案3カ条）が行われ、中国海関ロンドン局長のダンカン・キャンベル（Duncan Campbell）をパリに派遣して、フランスの首相兼外相フェリーと直接交渉を行わせた。1885年3月29日、清朝軍がフランス軍を破ってランソンを奪還すると（諒山大捷）、フェリー内閣は総辞職に追い込まれ、4月4日、キャンベルとビオー（Billot フランス外務省政治局長）との間で覚書（パリ議定書）が交わされ、7日には清朝政府も上諭を発して停戦が実現することになる。パリ議定書では、①清仏両国は李・フルニエ協定を承認すること、②フランスは使

節を天津もしくは北京に派遣し詳細な条約について協議することが定められた。

第2節 天津条約（1885年）

パリ議定書の規定に基づいて正式な停戦条約の締結交渉が天津もしくは北京で行われることになった。この時、新外相フレシネ（Charles Louis de Freycinet）の指示を受けて条約草案10カ条を作成したのが、フランス外務省政治局副局長のコゴルダンである¹⁵⁾。1885年4月19日、コゴルダンはキャンベルに条約草案を提示したが、第2条（ベトナムに対するフランスの保護権の承認）、第5条（通商地と領事の設置）、第6条（通商地における課税）、第10条（既存の条約の扱い）については合意に至らなかった¹⁶⁾。その際、コゴルダンはキャンベルに次のように伝えたという。

講和条約では、どんな形であれ通商関係を規定する基礎が必ず示されなければならない。そのために第5条と第6条を作成したのであり、それらの条項は最近の清露条約から示唆を受けたものである。ロシアは以前より国境地帯の問題について中国と調整を行ってきた唯一の欧州列強であり、その条約に影響されるのは自然なことである¹⁷⁾。

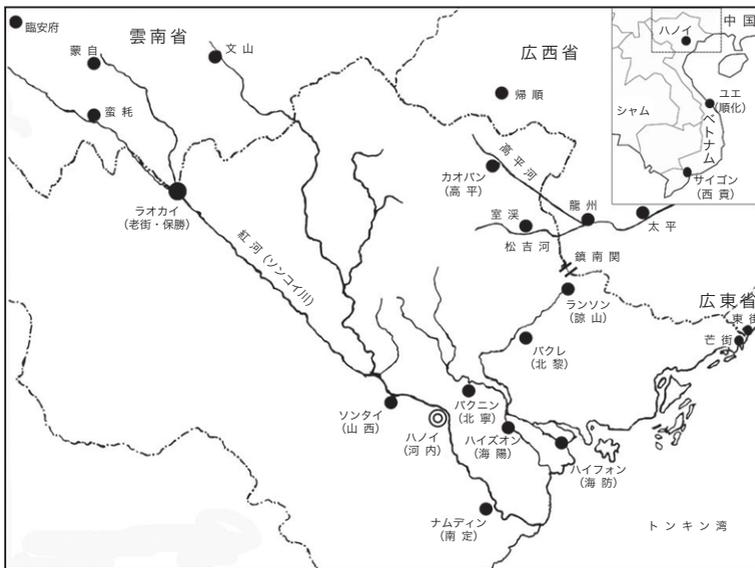
コゴルダンは通商条項（第5条・第6条）の草案作成にあたって清露間の条約を参考にしたという。ここにいう清露条約とは1860年の北京条約のことであり、そこには双務的な領事設置規定や「会審」（混合裁判）規定が含まれていた（第8条）¹⁸⁾。つまり、ベトナム北部における清朝側の領事設置権を含む天津条約第5条の双務的な領事設置条項は、清朝側の要求によって挿入されたものではなく、フランス側から提案されたものだったのである。これはフランスにとって清朝側に一方的に便宜を与えたことを意味しない。たとえば、ハートはコゴルダンとの交渉にあっていたキャンベルに対し、「いかなる国も自国の領土に任命しない領事という官吏を、トンキンに置くことで、清朝側は領有権の移転（changed ownership）を表明する」ことになるとの見解を伝えているとおおり¹⁹⁾、清朝が自国のベトナム駐在領事の設置

権を規定した条約をフランスとの間で締結することは、少なくとも近代国際法においては、清朝側がベトナムに対するフランスの領有権を認めたものと理解することが可能だったからである。ただし、後述のとおり、李鴻章側はそのように解釈しておらず、ハートのこの発言はフランス側を説得するための（西洋人同士の会話としての）ロジックだったともいえるが、ハートが領事設置規定をベトナムの宗属問題と関連づけて強調したことは、交渉が妥結に向かう上で重要な意味をもったとも考えられる。

5月25、26日の2日間にわたって、キャンベルはフランス語から英語に訳したフランス側の条約草案を北京のハート宛に電報で送信し、ハートはそれを総理衙門に転送する²⁰⁾。しかし、5月11日にフレシネから駐清公使パトノートルに宛てた電報では、この第5条・第6条は「保留 (Réservé)」とされていた²¹⁾。領事設置について双務的な条文となっているこの第5条・第6条は、清朝内におけるフランス側の通商上の権益拡大が規定される一方で、清朝側のベトナムにおける通商上の権益も互恵的に認められていた。そのため、フランス本国において異論があったのかもしれない。第5条・第6条に関する決定内容は、22日の晩になりようやく本国からパトノートルに知らされ²²⁾、若干の修正（第5条から「通商碼頭之数若干」の語を削除）²³⁾を経て、29日には清仏間で合意に至っている。

以上の交渉を経て、6月9日に天津条約（李鴻章・パトノートル条約、「会訂越南条約」）が調印された（批准交換は11月28日）。この条約は、停戦処理に関する条項（第1条）のほか、ベトナムの宗属問題については、清朝はフランス・ベトナム間で結ばれた条約を承認すること（これにより間接的にフランスの保護権を承認したことになる²⁴⁾）、清朝・ベトナム間の往来については、清朝側の「威望体面」を傷つけないことが定められ（第2条）²⁵⁾、通商・国境問題については、清朝・ベトナム北部（北圻）間の通商貿易を許可すること、通商地として清朝側の2カ所（ラオカイ〔保勝〕以上とランソン〔諒山〕以北の2都市）を開放すること、そこに清朝側は税関を設置して徴税し、フランスは領事を設置できること、清朝はフランスとの協議（「商

酌) を経れば (d'accord avec le Gouvernement français)、ベトナム北部の「各大城鎮」に領事を派遣して駐在させられること(第5条)が規定された。さらに清朝側の雲南・広西・広東とベトナム北部との間の陸路通商章程を別に締結すること(第6条)も決められた。この条約は、1886年4月4日にフランス軍司令官の指令によってアンナン・トンキンの全域において公布されている²⁶⁾。



ベトナム北部と中越国境地帯 (19世紀後半)

第2章 清朝による領事裁判権要求と「属邦」論 ——コゴルダン条約 (1886年)——²⁷⁾

第1節 予備交渉

フランス政府は、天津条約第6条の規定にしたがい、清朝との陸路通商に

関する追加条約を締結するため、1885年8月、天津条約のフランス側草案を作成したコゴルダンをその全権使節に任命した（そのまま駐清公使に就任）²⁸⁾。コゴルダンは中国へ出発する前に清朝との通商条約の草案を作成し、北京到着後さっそく24カ条の条約草案を総理衙門に送付する²⁹⁾。そのうち通商地と領事設置に関する条文は次のようなものであった³⁰⁾。

- 第1条 雲南・広西・広東各省のいくつかの地を通商地として開放する。
- 第2条 フランスは通商地に領事などの官員を派遣することができ、フランス人およびフランスの保護民は通商地において商店や倉庫を開設することができる。
- 第3条 中国は領事官を派遣してハノイ（河内）とハイフォン（海防）の2カ所に駐在させることができ、また副領事官を派遣してランソン（諒山）とラオカイ（保勝）に駐在させることについては、ベトナム北部（北圻）全域が平静となった後に、はじめて派遣駐在させることができる。その上、光緒11年4月27日の条約（1885年天津条約）第5条の末尾の文言にしたがい、この領事官・副領事官は、フランスが発給する認可状（「文憑」）を先に受け取ってはじめて執務を開始することができ、以後の案件（「公事」）の処理は、ただフランス官員とのみ協議することができる。その得べき各種の特権はフランスに駐在する各国の領事などの官員と同様とし、地方の内政に干渉することはできないものとする。礼節については、これらの領事などの官員は最恵国の官員と一律に待遇する。
- 第4条 現在中国とフランスは、往来・通商を盛んにすることを望んでいる。フランスは領事を1名派遣して雲南の省都（昆明）に駐在させた時は、その得べき権利は中国に駐在する品級の同じ（他国の）官員と同等とする。またフランスによる調査状況を見て、広西省内の1カ所を選定し領事を派遣して駐在させることができる。

これらの条文には、ベトナム全域を勢力下に置いたフランスがそこからさらに中国の華南地域へと進出しようとする意図が明確に現れているが、そうした華南進出の拠点として、中国側の数カ所を通商地として開放することが提起され、それらの地における通商貿易とそれに従事するフランス人やベトナム人を含むフランスの保護民を管理・保護するために、領事を設置することが要求されていた³¹⁾。一方、ベトナム北部における清朝側の領事設置権も互恵的に盛り込まれ、天津条約ではベトナム北部の「各大城鎮」と規定されていた設置地域については、ハノイとハイフォンに領事を、ランソンとラオカイに副領事を設置できることが明記された。

朝廷の命を受けコゴルダンの条約交渉を担当したのは北洋大臣の李鴻章であった。1885年12月6日、総理衙門は李鴻章に書簡を送り、フランス側の草案各条に対する総理衙門の意見を伝達し、それにしたがってコゴルダンと交渉するよう伝えた³²⁾。そのうち、在ベトナム領事の設置条項については、

中国のベトナム北部における領事の設置は、雲南・広東において税関が開設され通商が開始されるのと同時に、執務を始めるようにすべきである。光緒11年4月の条約（天津条約）には「フランスが発給する認可状を先に受け取る」などという文言はなく、この文言は削除させるように³³⁾。

と指示されていた。

全権代表による交渉が開始される前に、フランス使節団の書記官（ブルワール François Edmond Bruwaert³⁴⁾・領事（ブゾール Georges Gaston Servan de Bezaure³⁵⁾・通訳（ヴィシール Arnold Jaques Antoine Vissière³⁶⁾）と、清朝側の天津海関道・周馥（伍廷芳も同席）との間で、4次にわたる予備交渉が行われた。そのうち、第1次（1886年1月16日）³⁷⁾と第3次（同月21日）³⁸⁾に行われた予備交渉は、国境貿易における関税問題が中心であり、ここでは立ち入らない。

第2次の予備交渉は1886年1月19日に行われた³⁹⁾。交渉は、①双方の

領事設置問題、②通商地における両国民の待遇、③ベトナム在住華人に対する人頭税問題、④国境通行（護照・保護・武器携行など）、⑤関税、の順序で行われ、そのうち最も紛糾したのが①の領事設置問題であった。交渉における具体的なやり取りを見ていこう。

ブルワエール（以下、ブ）（清朝側草案⁴⁰⁾ 第1条のラオカイ以上⁴¹⁾・ランソン以北にフランスは領事を設置できるという条項は、その通りに実施すべきである。中国が「各大城鎮」に領事を派遣・駐紮する件については、新約（1885年天津条約—以下略）の仏文テキストの意味に照らせば、このことは「フランスとの協議を経て」はじめて派遣できるのである。現在フランスは2カ所領事を設置することになっているが、中国側はすでに4カ所に領事を設置することを求めており、将来はおそらく4カ所にはとどまらないであろう。これでは不公平ではないか。

周馥（以下、周） 新約で規定されている「各大城鎮」が含む範囲は大変広く、将来中国が何カ所領事を設置するかは、国境画定後に商務状況を調査してから決定することであって、おそらくハノイ・ハイフォン・ラオカイ・ランソンの4カ所にはとどまらないであろうが、まだわからない。

ブ 領事を設置して自国の商民を保護する件については、将来フランスの官員と協議するというにしておいてもよいだろう。ただ中国はすでにイギリスに対し大理府に領事を設置することを許可し、またロシアに対しカシュガルなどに領事を設置することを許可している。どうしてフランスに対して広西・雲南の省都にフランス領事を設置することは許可できないのか。省都に領事が駐在すれば、（その地の清朝側の）総督・巡撫と協議するのもにも便利ではないか。

周 ベトナムの「各大城鎮」に中国が領事を派遣・駐在させるのは、新約にしたがって行うものである。雲南・広西の省都にフランスが領事を設置することは、新約に規定されておらず、議論する必要はない。そ

の上、領事は商務のために設置するものであり、カシュガルなどの地に（領事を）設置するのは今後の商務のためであるが、雲南・広西の省都は通商地ではなく、どうして設置する必要があるのか。

……

ブ ハノイ・ハイフォンに設置する領事は正領事としてもよいが、ラオカイ・ランソンに設置する領事は副領事とすべきである。

周 どこにどのような領事を用いるかは、商民の状況を見きわめて自主的に決定する。

……

ブ 領事を派遣する際に相互に提出する公文は、それぞれ従来の規則にしたがって処理すべきである。領事が着任した際の認可状（「文憑」）の受け取りについては、中国と西洋のやり方は異なっており、一律とすることはできない。フランス領事が中国に着任する時は、現行の中国各港の規則（「章程」）にしたがって処理されており、中国が領事を派遣してベトナムに着任させる時は、現行のフランスの公例にしたがって処理する。

周 ベトナムはもとより中国の「属藩」であり、領事を派遣してベトナムに赴任させるのは、領事を派遣してフランスに赴任させるのとは異なる。もしフランスの認可状を受け取らなければならないとなれば、新約内の「威望体面」の4字はどこにあるというのか。ましてやフランスが派遣して中国に来る者は認可状を受け取らないのに、中国がベトナムに派遣する場合は認可状を受け取らなければならないというのは、不公平である。

ここで初めて天津条約後もベトナムは清朝の「属藩」であるとの主張が清朝側から言及される。この周馥の発言から、天津条約にいう「威望体面」によって、フランスの保護権の有無にかかわらず、ベトナムが清朝の「属藩」でありつづけるとの清朝側の立場・解釈があらためて表明されたのである。こうした前提の上で、「属藩」であるベトナムに清朝が領事を派遣するのに、

フランスから認可状を得る必要はないというのが清朝側の主張であった。結局、この時の交渉では妥協点は見出されていない。

次に、1月23日に行われた第4次の予備交渉を見てみよう。この時の交渉は、①ベトナム華人の裁判権、②犯罪者引渡、③アヘン、④関税、⑤その他、の順序で進められ、①の裁判権問題が最も紛糾した。

ブ 中仏両国人の中国側の「辺関（国境の関所）」における訴訟は、咸豊8（1858）年の（清仏天津）条約の第35～39条（フランス領事による領事裁判規定）⁴²⁾に基づいて処理するが、ベトナム北部（側の国境）では（清朝領事による領事裁判は）認められない。

周 中国の通商地ではフランス領事が裁判権を有している。中国領事もベトナムにおいて同様にすべきである。

ブ ベトナムにおける華人同士の訴訟では、中国領事は調停・仲裁を行うことはできるが、もし解決できなかった場合、その裁判や犯人の逮捕・処分に関してはフランス官吏の処理に帰すべきである。

周 ベトナムはもとより中国の「属藩」であり、フランスが（ベトナムを）保護することは認めたとはいえ、華人がベトナムに行くのとフランスに行くのとは異なるものであり、華人自身の訴訟は中国側の処理に帰すべきである。

伍廷芳（以下、伍） 中国とベトナムの名分は決して消すことはできない。たとえば、私が召使い（「家人」）を多年にわたって使用し、私のお金をたくさん使ったならば、いま（突然）他人が父となったとしても、私との主僕の名分は依然として変わりなく、彼との「来往・礼節」も他人が干渉できるものではない。（清朝とベトナムとの関係も）かくのごときものである。

ブ 現在ベトナムにおける華人の訴訟はみなベトナム官吏の裁判に帰している。中仏新約では、中国はすでにフランスがベトナムを保護することを認めているのだから、ベトナム域内はフランスと異ならない。中国人の訴訟がフランス官吏に帰すことが、どうしてベトナム官吏の裁

判に帰すことに比べてさらに体面がないことになろうか。

周 華人がベトナムにいるのはもともと勝手に出て行ったもので、通例にしたがいベトナム官吏によって送還されるべきである。もし彼の地で罪を犯しても、ベトナム官吏は裁判を行うことはできない。すでに済んだことは蒸しかえしても仕方がなく、いま章程を定めて適切に処置すべきである。

ブ ベトナム人はフランスの保護下にあり、ベトナムでは何人の訴訟であろうとも、フランス官吏によって裁判は行われるべきである⁴³⁾。中国側の国境通商地における（フランス人・ベトナム人と）華人との訴訟は、上海での「会審」の方法を援用して、中仏両国の官員による「会訊（共同訊問）」としてはどうか。

周 ベトナム人が中国側の通商地において中仏両国官員の「会訊」を受け一方で、華人がベトナムにおいてフランスのみの裁判を受けるということになれば、新約にいう「威望体面」とは何なのか。断じて認められない。

ブ イギリス人は現在ベトナムにおいてフランスの裁判を受けることになっており、中国がそうしたとしても体面を失うことはない。

周 ベトナムと西洋各国とは同じではなく、華人がベトナムに行くのと、イギリス人がベトナムに行くのとは同じではない。

伍 あえてお尋ねするが、ベトナム人はフランスの保護に帰すことになったが、将来ベトナム人がフランスの官吏となることはできるのか。（国会議員となり）議会に出て議事に加わることはできるのか。

ブ できない。

周 それならば、ベトナム人はフランス人と同様に扱うことはできず、華人・ベトナム人間の訴訟はすべて中国官吏の裁判に帰すべきであり、これは一定の道理があることである。

ブ この件は本国の訓令があつて譲歩することはできない。もし（この件で）妥結できなければ、この通商条約の締結自体が困難になる。

周 新約内の「威望体面」の4字とは、こうしたことを指していつているのである。中仏が和平を失ったのは、この4字のためであり3年間も騒乱を起こすことになった。閣下の説にしたがえば、さらに3年議論したとしても妥結することはできないだろう。

ヴィシール フランスの法律では外国人が自国の管轄内で裁判を行うことは許されない。

周 フランスのこれまでの法律には、ベトナムと中国との間の「威望体面」などという文言はないではないか。

ブ 双方の見解は非常に開きがある。両国全権による協議に持ち越すことにしよう。

周 また協議しよう。

結局、予備交渉では協議はまともならず、清朝側の領事裁判権に関する問題は、李鴻章とコゴルダンの両全権による直接交渉に持ち越されることになった。

第2節 李鴻章・コゴルダン交渉

李鴻章・コゴルダン両全権による直接交渉も都合4回行われた。そのうち、第2次交渉を除く3回の交渉において領事設置問題が協議された。第1次交渉は最後の予備交渉から約1カ月後の1886年2月22日に行われた⁴⁴⁾。交渉は、①通商地、②中国国内におけるフランス領事の設置、③商人領事、④ベトナム北部における清朝領事の設置、⑤通商地における待遇（公館・商民）、⑥ベトナム華人の人頭税、の順序で進められ、②④⑥の問題で激しい議論が交わされ、特に⑥に関する議論が最も紛糾した。そのうち、領事設置問題については次のような協議が行われた⁴⁵⁾。

コゴルダン（以下、コ） 中国領事のベトナム駐在についてはどのように処置するか。

李鴻章（以下、李） 中国はラオカイとランソンに領事を設置したい。

コ ラオカイとランソンは「大城鎮」ではない。新約上という「大城鎮」

はハノイとハイフォンを指している。もしフランスがラオカイとランソンに（清朝の）領事を設置することを許せば、中国もフランスが官員を派遣して雲南府（昆明）と桂林府（広西省の省都）に駐在させることを許可すべきである。

- 李 情況が異なる。ベトナムは「属邦」であり、中国は自由に人員を派遣して各地に行かせ駐在させることができる。雲南（昆明）と桂林は中国の内地である。ましてやランソンとラオカイは通商で必ず經由する要路であり、雲南・桂林は通商地ではないのだから、どうして一緒に論ずることができようか。ランソンとラオカイに領事を設置することは、もともとあなたの草案に書かれていることである。
- コ ランソンとラオカイに領事を設置するというのは、もともと新約にはないことだ。
- 李 「中国はハノイ・ハイフォン・ランソン・ラオカイなどの地に領事を設置することができる」と規定すべきである。新約中の「各大城鎮」という語は意味が広すぎる。
- コ （通商地について規定した草案）第1条に基づいて「現今」の2字を入れるべきである。ベトナム北部における「大城鎮」はハノイ・ハイフォンの2カ所だけである。
- 李 ベトナム北部における「大城鎮」はたいへん多い。ナムディン（南定）・バクニン（北寧）・ハイズオン（海陽）などの地はみな「大城鎮」である。
- コ 「新約第5条に基づいて、中国は現今ハノイ・ハイフォンの2カ所に領事官を設置できる」と規定してはどうか。
- 李 「中国はハノイ・ハイフォンの2カ所に領事官を設置することができ、以後フランスとの協議を経ればベトナム北部の他の大城鎮に領事官を派遣し駐在させることができる」と規定すべきである。中国がベトナム北部に領事を派遣するのとフランスが「辺関」に領事を派遣するのは同じ方法とし、中国領事がフランスの認可状を受け取れば、フラン

ス領事もまた中国の認可状を受け取らなければならず、ともに商人に兼任させることはできず、貿易も行うことはできない。この節は双務的に規定すべきである。

- コ 双務的に規定することはやめたほうがよい。「フランスのこれらの（清朝の）領事官に対する待遇や、同領事官が得るべき権利については、最恵国の領事官に対する待遇と異ならない」と規定しさえすればよい。
- 李 この件はあなたに譲ろう。
- コ 「その後の案件（「公事」）の処理は、ただフランス官吏とのみ行うことができる」という一文を入れたい。
- 李 ベトナムは中国の「属邦」であり、（そのような一文を）入れることはできない。
- コ フランスの定例では、「およそ外国の領事は某某官と処理しなければならない」と規定することになっており、これは中国が「関道（海関を所管する道員）」を派遣して監督するというのと同じことである。
- 李 「処理する案件があれば、フランスの文武大員と協議し、もし中国領事が某所の土匪を探知すれば、ただちにフランス武官に通報し討伐に行かせる」と規定するか、あるいは「中仲間において交渉すべき案件があれば、フランスの官吏と協議して処理しなければならない」とするか、あるいは「通商・交渉問題があれば、フランス官吏と協議して処理しなければならない」と規定すべきである。
- コ 領事官はただ通商問題を管轄するだけであり、「中国領事官はただ商務を管轄するのみ」と規定したほうがよい。
- 李 中国領事はもとより中国の商民を保護するものであり、領事は訴訟も管轄するもので、ただ商務を管轄するだけではない。ゆえに「交渉」の2字も入れるべきである。
- コ 領事は訴訟を管轄することはできない。
- 李 この条文を入れることはできない。

コ では「すべての案件の処理は、ただフランス官吏とのみ協議して行う」と規定してはどうか。

李 そんな文では役に立たない。やはり「フランスの派遣する保護の大員と協議して処理しなければならない」と規定してはどうか。

コ そのように規定することはできる。

李 これもまた私がコゴルダン殿に利益を与えたことになりますな。

……

つづく第2次交渉は1886年2月25日に行われ、この時は、①ベトナム華人の人頭税の軽減、②国境通行（護照・保護・武器携行）、③関税について協議され、前述したとおり、領事問題についての協議は行われなかった⁴⁶⁾。

ついで、第3次交渉は3月5日に行われ、①国境画定、②通商地、③免税、④工場経営権、⑤開鉱、⑥鉄道、⑦ベトナム華人に対する裁判権、⑧税則、の順序で交渉が進められた。①～⑥と⑧はフランス側から提起され、⑦の裁判権問題のみ清朝側から提起されている。そして、この時協議が最も紛糾したのもベトナム華人に対する裁判権の問題であり、これまでのこの問題に関する交渉のなかで、「属邦」問題も絡み、最も激しいやり取りとなった⁴⁷⁾。

コ ベトナムにおける華人の訴訟は、イギリス・ドイツ各国と同様に処理すべきだ。

李 ベトナムは中国の「属邦」でありイギリス・ドイツの「属国」ではないのだから、比較（の対象として取り上げることは）できない。

コ 華人がベトナムにいる時は、およそ訴訟があれば従来ベトナム官吏の裁判に帰してきた。いまフランス官吏の管轄に帰すことは、（状況が）良くなることではないか。

李 ベトナムにおける華人の訴訟はこれまでベトナム官吏の裁判に帰したことはない。ベトナム王はもとより恭順で、もし広東人がベトナムで被害を受けたら、帰国して（中国の）地方官に訴え出て、（地方官から）ベトナム王に調査を依頼することになっている。中国がいまベトナムに領事を設置しようとするなら、おのずから裁判権を持つべきで

ある。

- コ 朝鮮に在住する華民は中国官吏の管轄に帰しているのか。
- 李 もちろん中国官吏の管轄に帰している。ベトナムと朝鮮はともに中国の「属邦」であり、同様に処理すべきだ。ベトナムにおける華人同士の訴訟および華人・ベトナム人間の訴訟は、みな中国領事が裁判を行い、華人・フランス人間の訴訟については、被告側の国の官吏が裁判を行い、原告側の国の官吏が「聴訊（立ち会い）」を行うようにすべきだ。
- コ 中国のベトナム駐在の領事とシンガポールやサンフランシスコ駐在の領事とは同じであり、裁判権を持つことはできない。
- 李 シンガポールやサンフランシスコはイギリスやアメリカの「版図」であり、イギリスやアメリカは「友邦」であって、「属国」とはまったく異なり、同列に論ずることはできない。ベトナムにおける華人の裁判は朝鮮での方法を援用すべきである。
- コ 現在ベトナムはフランスの保護下にあり、朝鮮とは異なる。中国の在ベトナム領事には最恵国待遇を与えるが、それ以上の規定は設けられない。
- 李 訴訟の件は別の方法で考えるべきである。
- コ 中国はベトナムにおいて領事を設置するのは2カ所のみであり、ベトナム全域の訴訟を同時に管轄（「兼顧」）することは難しい。
- 李 「ベトナムの中国領事が設置されている地方においては、その訴訟は中国の官吏が処理し、いまだ領事が設置されていない地においては、もし訴訟があれば、暫時フランスの官吏が代わりに処理する」と規定してはどうか。
- コ 西洋の国際法・国際慣例（「公法通例」）に违背するもので、受け入れることはできない。中国側の国境（通商地）で華人とフランス人あるいはベトナム人との間の訴訟があれば、両国官員の「会審」としてはどうか。

- 李 華人とフランス人との訴訟は「会審」にしてもよい。「会審」についてははっきりしないところがあるが、イギリスとの煙台条約（1876年調印、1886年5月6日批准交換）では、一切の案件は被告側の国の官吏によって裁判を行い、原告側の国の官吏は「聴審（裁判への立ち会い）」を行うと規定して、処理権限（「事権」）が混乱しないようにしており、各開港場でも現在はほぼそのようにしている。ベトナム人が中国にやってきた場合はすべて中国官吏の保護に帰すべきであり、「辺関通商処所」においてベトナム人がフランス人と同様の待遇を求めても、決して認められない。それでは2つに分けて、ベトナムにおける華人・ベトナム人間の訴訟はフランス官吏による裁判に帰すとしてもよいが、中国側の域内においては中国官吏による裁判に帰さなければならないとし、ベトナムにおける華人同士の訴訟については中国官吏の裁判に帰すものとする、としてはどうか。
- コ ベトナムにおいては、華人同士の訴訟であろうと、華人・ベトナム人間の訴訟であろうと、すべてフランス官吏による裁判に帰さなければならない。
- 李 中国の各開港地では、フランス人同士の訴訟は中国官吏の裁判に帰さないのに、ベトナムにおける華人同士の訴訟はフランスの裁判に帰すというのは、大いに公道に反するものだ。
- コ そのようなことは絶対に議会在承認しない。
- 李 あなた方の議会のことは私には関わりないことだが、では「領事が設置されていないところでは、領事が設置されるまで暫時フランス官吏が代わりに処理する」と規定してはどうか。
- コ たとえ中国がベトナムに永遠に領事を設けなかったとしても、そのような条項を認めることはできない。西洋の通例では、他国の官吏が自国の管轄下で裁判を行うことは許されない。将来イギリス人・ドイツ人などがベトナムにやってきて訴訟を起こしても、フランス官吏の裁判に帰すことになる。

李 フランス国内ならば他国の官吏が裁判を行うことは許されないだろうが、ベトナムはフランスの保護国であり、いまだフランスの版図に入っていないのだから、(そうした論理を)援用して処理することはできないし、中国とベトナムの関係はさらに異なるものがあり、イギリス人やドイツ人の例と比べることなどできない。

コ この問題は何度話してもだめだ。

李 中国も譲ることはできない。

在ベトナム領事の裁判権問題は、両全権による交渉においても決着をみなかった。この議論のなかで特に注目されるのが、李鴻章が「ベトナムにおける華人同士の訴訟および華人・ベトナム人間の訴訟は、みな中国領事が裁判を行い、華人・フランス人間の訴訟については、被告側の国の官吏が裁判を行い、原告側の国の官吏が『聴訊』を行うようにすべきだ」と述べたところであろう。これは、李鴻章自身によって最もストレートな表現で語られたベトナムにおける領事裁判権の要求であった。しかも、華人・ベトナム人間の訴訟はすべて清朝領事が裁判を行うことを求めており、これは当時朝鮮において実際に行われていた華人に対する裁判よりも踏み込んだものであった⁴⁸⁾。また、華人・フランス人間の訴訟については、被告主義に則り、華人が被告となった時は清朝側の官吏(領事)が裁判を行うことが要求されていた。これは当時中国内の租界で行われていた混合事件の裁判方式に基づくものであった。

こうした李鴻章の主張は、ベトナムにおいて、「保護」権を承認したフランスとは対等、「属邦」たるベトナムよりは上位という枠組みを作り出そうとしたものであった。1885年の天津条約によってベトナムがフランスの保護国となることは承認したものの、清朝側にとってベトナムの清朝に対する「失礼」(つまり対等となること)は決して認められなかった。天津条約締結以降、ベトナムが進貢しないことは「失礼」とはしないという姿勢を清朝側はとっていたが、ベトナムが対等を唱えて清朝に対して条約の締結や常駐使節の派遣を行うことは「失礼」に当たると捉えていた⁴⁹⁾。つまり清朝側は、

ベトナムがフランスの保護国となったとしても、清朝よりも下位にさえあれば清朝の「体面」は保たれると考えており、それゆえ、裁判管轄に関する具体的な取り決めを行う際も、ベトナムと対等となるような条項の挿入は認められないとの立場をとったのであろう。

李鴻章の領事裁判権要求に対し、コゴルダンは「現在ベトナムはフランスの保護下にあり、朝鮮とは異なる。中国の在ベトナム領事には最恵国待遇を与えるが、それ以上の規定は設けられない」と答え、最恵国の領事を超えるような権限、つまり領事裁判権を清朝の領事に与えるようなことはできない、と反論している。清朝側がベトナムを「属邦」であると主張しつづける以上、ベトナムにおける清朝側の優位を裁判管轄権に代表される人身支配の方面で追求することはむしろ当然のことであり、ベトナムを保護国としたフランス側がそれを受け入れないのもまた自然なことであった。

こうした矛盾は、直接的には、1885年の天津条約においてフランスがベトナムにおける清朝の「威望体面」を認めたことに起因するものであり、清仏戦争終結後もベトナムをめぐる「属邦」問題は部分的にはなお継続していたのである。ベトナムが「藩属」であるという「成憲」を変えてはならないという1884年5月の李鴻章あての上諭の存在が、この問題における李鴻章側の譲歩を難しくしていたともいえ、この点で妥協すれば、清朝内における李鴻章の位置を危うくする可能性もあった。

一方、裁判権問題について李鴻章は、①ベトナムにおける華人・ベトナム人間の訴訟はフランス官吏が審理し、中国におけるそれは中国官吏が裁判を行う、②ベトナムにおける華人同士の訴訟は中国官吏が裁判を行うというように、二分して処理することを提案している。これに対してコゴルダンは、「ベトナムにおいては、華人同士の訴訟であろうと、華人・ベトナム人間の訴訟であろうと、すべてフランス官吏による裁判に帰しなければならない」と反論している。ベトナムを保護国化したフランスとしては、その支配下にある地域で他国の官吏が裁判権を行使することは決して認められるものではなかった。これに対し李鴻章は、「中国の各開港地では、フランス人同

士の訴訟は中国官吏の裁判に帰さないのに、ベトナムにおける華人同士の訴訟はフランスの裁判に帰すというのは、大いに公道に反する」と、片務的領事裁判権、そしてそれを支える不平等条約体制への異議を明確に表明していた。しかし、この李鴻章の発言は、中国における西洋側の領事裁判権の撤廃を求めたものではなく、フランスとの対等、ベトナムに対する優位という枠組みを保持（表現）するために、清朝もベトナムにおいて領事裁判権を行使できるよう要求したものであったことは、1880年代における中国の領事裁判権認識として注意しておかなければならない。1870年代末以降、清朝政府内では中国における西洋側の領事裁判権が不当なものであるとの認識が定着し始めていたが⁵⁰⁾、中国と西洋との刑法典の差異は容易には埋めがたく、領事裁判権を早急に撤廃しなければならないとの気運ははまだ高まっていなかった。よって、中国内の西洋側の領事裁判権を現状のままとした場合、ベトナムにおけるフランスとの対等、ベトナムに対する優位を求めようとするならば、清朝側もベトナムにおける領事裁判権の獲得をめざすというオプションをとることになったのである。

妥協点が見えないなか、最後の交渉が3月11日に行われた。この第4次交渉では、①訴訟・裁判、②犯罪者引渡、③関税、④アヘン、⑤塩・武器取引の順に協議が進められ、そのうち、④の関税問題が中心議題となったが、交渉の冒頭において、前回激論となった裁判権問題についてまず会話が交わされた⁵¹⁾。

李 フランスはベトナムを保護し、中国はすでに「上国」の権を失ったが、中国国内における裁判は中国の「自主」であり、譲歩することはできない。(フランス側の草案にある)「フランス保護民(「法国保護之人」)」の1句は削除すべきである。ベトナム人の中国国内における案件はすべて中国官吏の裁判に帰すべきである。

コ フランス・ベトナム間の協定では、ベトナム人はベトナムであろうと外国であろうとすべてフランスの保護管轄を受け、フランス人と異なるところがないことになっており、中国内の通商地においてもフラン

ス官吏の管轄に帰すべきで、中国側に譲歩することはできない。もしここで認めたとしても、議会在議決して批准しないし、私は帰国したら訓令に違反したとして罷免されるだろう。

李鴻章の発言から、この時すでに清朝側はベトナムにおける領事裁判権の獲得を断念していたことがわかる。清朝側が譲歩した経緯は定かではないが、ベトナム人が中国においてフランス人と同等の権利を得ることについては、清朝の「自主」に関わる問題として譲歩できないとの主張は続けていた。これに対しコゴルダンも、フランス・ベトナム間の協定や本国からの訓令にしたがって、清朝側の要求を受け入れることはできないとの立場を重ねて表明した。裁判権に関する交渉記録はこれ以降見あたらず、その後どのような交渉が持たれたのか判然としないが、結局、裁判権問題については、次にみるコゴルダン条約第16条の規定に落ち着くことになる。

第3節 コゴルダン条約の領事規定と裁判規定

李鴻章とコゴルダン両全権による第4次交渉が行われた1カ月半後の1886年4月26日、清仏両全権は「越南辺界通商章程」（コゴルダン条約）を締結した。そのうち、フランスの雲南・広西における領事設置（第1条）、清朝のベトナムにおける領事設置（第2条）、そしてベトナム華人の裁判（第16条）については、次のように取り決められた。

第1条 両国は、新約（天津条約）第5条にしたがい、現今において指定する2カ所を、1つはラオカイ以上の某所、1つはランソン以北の某所と議定する。中国はここに税関を設置して通商を行い、フランスがこの2カ所において領事を設置することを認める。そのフランス領事の有すべき権利は、中国の最恵国の領事と同等とする。〔条約調印時に両国の「勘界大臣（国境画定交渉の全権代表）」がランソン以北の開放すべき通商地を決定していなければ、今年中に中国とフランス駐華公使との協議により選定する。ラオカイ以上の開放すべき通商地については、両国の国境画定後に、

再度交渉する。〕⁵²⁾

第2条 中国はハノイ・ハイフンの2カ所に領事を設置することができ、以後フランスとの協議（「商酌」）を経ればベトナム北部のその他の「大城鎮」に領事を派遣し駐在させることができる。フランスのこれらの領事に対する待遇とこれらの領事が有すべき権利は、フランスの最恵国の領事と同等とする。案件の処理はフランスの派遣する保護の大員と協議して行う。

第16条 ベトナムに僑居する中国商民の殺人事件・課税・訴訟等のすべての案件は、みなフランスの最恵国国民と同等の待遇を与える。「辺界通商処所」においては、華人とフランス人・ベトナム人間の訴訟は、中仏官員による「会審」とする。フランス人およびフランス保護民が、通商地において大小の罪を犯した場合、1858年の中仏天津条約の第38・39条に照らして一律に処理する。

第2条では、李鴻章側が提案した「案件の処理はフランスの派遣する保護の大員と協議して行う」という文言が採用されている。第16条では、ベトナム域内における華人の裁判はフランス側が最恵国国民の待遇で行うこととなり、清朝側の領事裁判権は認められなかった。しかし、国境通商地においては、華人とフランス人・ベトナム人間の訴訟は、清仏両国の官吏による混合裁判（会審）とすることが決められた。また、清朝内の通商地におけるフランス人とフランス保護民の刑事裁判については、1858年の清仏天津条約第38・39条の規定を援用するものとされた。1858年の清仏天津条約第38条では、清仏両国民の間で闘争事件が発生した場合、被告主義に基づいて裁判を行うと規定しており、第39条では、「フランス人の通商地における争論事件は、すべてフランス官吏が処理する。フランス人と外国人との争論事件にも中国の官吏は関与しない。フランス船が通商地にある時も中国は関与せず、フランス官吏と該船主が自ら処理する」と規定されていた。在華フランス人に対する裁判は論ずるまでもないが、ベトナム人を含む「フランス保護民」も中国内においてフランス人と同等の裁判を受けると規定されたこと

は、先にみた交渉内容と比べれば、清朝側が最終的に譲歩したことになる。

こうして締結された条約に対して、双方の政府の反応はいかなるものであったか。

清朝側の全権としてこの条約に調印した李鴻章は、調印の前日（4月25日）付の上奏において条約交渉の経過を朝廷に報告している⁵³⁾。その要点は次のようなものであった。

- ①コゴルダンは、「中国がベトナム北部の各大城鎮に領事を設置する件については、新約にしたがってフランスと協議（「商酌」）しなければならない。もし中国がフランスに対して雲南・広西の省都における領事の駐在を認めれば、中国がベトナム北部の城鎮に領事を設置することもまた協議の上実行し易くなるだろう」と述べた。
- ②（これに対して）私は、「通商港に領事を設置するのは、もとより自国の商民に対処するためであって、雲南・広西の省都は内地に属するので領事を設置するのは都合が悪い」と反論した。
- ③コゴルダンはまた、国境通商地の領事を毎年数カ月省都に分駐させ、商務を調査することを求めたが、堅く拒否した。
- ④コゴルダンはあれこれ理屈をこね、中国がベトナム北部の城鎮に領事を派遣する件については、新約内の「商酌」の2字にこだわって騒ぎ立てて抗弁していた。
- ⑤中国は現在必ずしも領事を多く派遣して出費を増やす必要はないと思うが、第2条において「先にハノイ・ハイフォンの2カ所に領事を設置し、その他の各大城鎮はその後随時協議の上派遣する」と明記したことにより、（領事派遣について）わが国が主導できるようになった（「可操縦由我」）。

①～④は交渉段階でのやり取りを繰り返し述べたものであるが、⑤は当時の李鴻章らの在外領事設置問題に対する認識を表しており興味深い。つまり李鴻章らは、財政的な配慮から無制限に領事を増設することには否定的であったが、ハノイ・ハイフォンをはじめ、その他の都市にもフランスとの協

議を経れば領事を増設することができるとの条文を設けることによって、領事設置の権利だけは先に確保しておき、実際に領事を派遣するかどうかは清朝側が決定できるようにした、というのである。清朝政府は1880年代前半までに、フィリピンや東インド植民地における領事の設置についてスペイン・オランダ両国とすでに交渉したことがあり、その際に両国が清朝側の領事設置要求を拒否する根拠としたのが、清朝との条約に領事の設置を規定した条項がないことであった⁵⁴⁾。李鴻章らは当時そのことを十分理解しており、財政難のなか、領事を大規模に増設することはできないと認める一方で、ベトナム北部における領事設置を明文化させたことは、条約交渉の重要な成果であったと強調したのである⁵⁵⁾。

一方、フランス側の外交文書には、コゴルダン条約の結果について直接言及した史料が見あたらないため、フランス本国の反応についてははっきりしたことはわからないが、コルディエによる次の記述は、当時のフランス側の立場を代弁したものとして注目に値する。

(コゴルダン条約) 第2条にしたがい、中国がトンキン駐在の領事を任命すれば、我が新領土の大きな紛糾のもとになっていたはずである。中国(の領事)は当然、自国民の集まる所に駐在することになったであろうし、それでは領事の周囲で、我々の勢力に有害な煽動活動が起こることは免れなかったであろう。そのため中国がのちにこの条項を利用しようとした時も、我々はそれに反対したのである⁵⁶⁾。

そもそも、天津条約の草案において互恵的な領事設置規定を提起したのはフランス側であったが、清朝領事がフランスの「新領土」であるベトナムにおいて実際に業務を始めることは望んでいなかった。同じくコルディエによれば、1886年4月にフランスのトンキン・アンナン理事庁長官に就任したポール・ベール(Paul Bert)は、コゴルダン条約について「アヘン、塩、関税などの経済面においても、またトンキン駐在の領事とその国民(華人)に対する最恵国待遇などの政治面においても、トンキンを害することになるだろう⁵⁷⁾」と発言したという。このように新条約に対するフランス側の反応

は芳しいものではなく、清朝側にすこぶる有利な内容と受け取られ、コゴルダンはまもなく駐清公使を解任され、代わってコンスタンが駐清公使となった。その後、コゴルダン条約はフランス本国において1888年11月31日に批准され、1896年10月になって大統領令によりようやく公布されることになる。ただ、1885年の天津条約とは異なり、インドシナ植民地においてはついに公布されることはなかった⁵⁸⁾。

第3章 在外領事拡大か、内地開放阻止か

——コンスタン条約と交換公文(1887年)——

コゴルダンの「失敗」を受けて、コンスタンは清朝との条約交渉を再開する。彼はかつて国会議員や内務長官(1880年5月～81年11月)を務め、1887年に清朝との新条約(コンスタン条約)を締結すると、すぐに初代インドシナ総督に任命されベトナムに赴任することになる人物であり、コゴルダンのような「青二才」⁵⁹⁾ではなかった。コンスタンの交渉姿勢は、清朝には境界問題で満足させ、貿易面では譲歩させるというものであったという⁶⁰⁾。この時、清朝側で条約交渉を担当したのは、李鴻章ではなく総理衙門(全権は慶郡王奕劻と孫毓汶)であった。

コンスタンと総理衙門との交渉の結果、1887年6月26日に「中法統議界務・商務専条」(コンスタン条約)が締結される。同条約は、コゴルダン条約では規定されなかった国境・通商の諸問題について合意したもので、広西省の龍州と雲南省の蒙自・蛮耗を国境通商地として開放すること(商務専条第2条)、松吉河・高平河の航行権をフランス・ベトナムの商船に与えること(商務専条第6条)などの規定が設けられた。しかし、コゴルダン条約第5条において具体的な設置場所等について協議することになっていた領事問題については、何も規定されなかった。代わって条約調印の3日前(1887年6月23日)に、コンスタンと総理衙門(慶郡王奕劻・孫毓汶)との間で次のような交換公文が取り交わされた⁶¹⁾。

- ①中国は、天津条約・コゴルダン条約に規定されたベトナム北部における領事の設置を当面行わない。
- ②中国がハノイ・ハイフォンに領事を設置するまでは、フランスは雲南・広西両省の省都に領事を設置しない。
- ③すでに中国がフランスに許可した龍州・蒙自に設置される領事と蛮耗に設置される領事の属員は、これらの都市が陸路通商場であることから、上海などの通商港が租界を設立していることをそのまま適用しない。

つまりこれは、清朝側が天津条約とコゴルダン条約によって獲得した在ベトナム領事の設置権を行使しない代わりに、フランス側は、雲南・広西の省都には領事を設置せず、また、今回締結する条約によって開放される龍州・蒙自・蛮耗には租界を設定しないことを確約したものであった。コンスタン条約をめぐる清仏交渉については、コゴルダン条約時のような問答記録が残っていないため、その詳細を知ることはできない。ただ、総理衙門・李鴻章間の往復書簡や電報などによって、両国間の交渉や清朝側の政策決定の過程を断片的に確認することはできる⁶²⁾。

これらの限られた史料によれば、天津条約・コゴルダン条約によって両国が獲得した領事設置権を双方ともに行使しないことを最初に提案したのはフランス側であった⁶³⁾。1886年9月下旬、天津に到着したコンスタンは李鴻章と数回会談し、コゴルダン条約がフランス議会で批准されなかったため再交渉を行うために来た旨を伝えると、李鴻章は「すでに調印したものであり、再交渉はできない」と返答したという⁶⁴⁾。天津を離れたコンスタンはそのまま北京に入り総理衙門との交渉を開始する。その後、雲南・ベトナム国境の現地での画定作業が終了した後、条約の再交渉が本格化した⁶⁵⁾。まず、コンスタン側から総理衙門に対して条約の改訂要求が出され、総理衙門は李鴻章とも協議しながら交渉に当たった。

清仏双方が領事設置権を行使しないという条項は、はじめフランス側から持ち出されたものであったが、コンスタンは領事設置の停止に関する条項を条約本文から削除するよう求めた。総理衙門からそれを伝え聞いた李鴻

章は、領事設置条項を「削除すべきではない」と主張する⁶⁶⁾。そのねらいは、「現時点では即時に派遣することは難しい」との現状認識をもちながらも⁶⁷⁾、清朝側が領事設置を暫時停止することを条約本文に明記することによって、ベトナム華人に対する人頭税の免除やベトナム国王の清朝への進貢再開をフランス側に認めさせることにあった⁶⁸⁾。ここでにわかに進貢の再開が取り沙汰されたのは、前年の1886年7月に清英間で締結されたビルマ・チベット協定において、イギリスに併合されたビルマから「10年に1度」清朝に対して官員を派遣するとの取り決めがなされたためであった⁶⁹⁾。

交渉は、1887年4月になり具体的な条文内容を詰める作業に入っていた。この時期も総理衙門は李鴻章と協議しながらコンスタンとの交渉を進めていたが、次に挙げるのは、総理衙門が李鴻章に送った検討案とそれに対する李鴻章のコメントである（〔 〕内が李鴻章のコメント）⁷⁰⁾。

一、通商地については、龍州は許可できるが、南寧府は削除すべきである〔南寧府は削除すべきである〕。蒙自・蛮耗〔蛮耗の2字は削除すべきである〕も許可できる。フランスの要求を認めて友誼を深めたほうがよい。

一、領事については、2カ所許可できる。1つは龍州駐在、1つは蒙自駐在とし、これによって雲南・広西両省の商務を処理する。

一、雲南府（昆明）と（広西の）桂林府に領事を設置する件については、中国は無理をすれば許可することはできるが、現時点では開設させられない。中国がハノイとサイゴンの2カ所に領事を設置すれば、雲南と広西の省都においてフランス領事を受け入れる（「接待」）ことを認めることができる。この条項は、交換公文（「文牘問答」）によって取り決め、条約本文には挿入しない。また、内陸の国境地域（「辺界」）に駐在する領事は、沿海地域（「海疆」）に駐在する領事に倣って租界を設置することはできない。

〔「中国は無理をすれば許可することはできるが」から「開設させられない」までの文言は、これを許すのは早すぎる。検討の上改めたほう

がよい。「受け入れる（「接待」）」という言葉も条約（天津条約・コゴルデン条約）に照らして検討の上改めたほうがよい。]

- 一、中国が領事の設置を延期する件については、融通することはできるが、（コンスタン側の）条文案の最後の一句である「後日両国が期日について協議してから設置する」との一文は、「ベトナム北部の軍務が終了してから設置する」と改めるべきである。この条項は、交換公文によって取り決め、条約本文に挿入するまでもない。

〔(コメントなし)〕

ここで、注目されるのは、当初総理衙門が指定していた清朝側の領事設置予定地にサイゴンが含まれていることである。清朝側の領事設置予定地は、1885年の天津条約ではベトナム北部の「大城鎮」、86年のコゴルデン条約では「ハノイ・ハイフォン」とベトナム北部のその他の「大城鎮」とされていた。ではなぜここに突然ベトナム南部の「サイゴン」が入ったのか。1つ考えられるのは、この時の交渉に曾紀沢が加わっていたことである。コンスタン条約の締結前後、曾紀沢はコンスタンと頻繁に会談し、条約文や交換公文の文案に関する協議に何度も参加していた⁷¹⁾。駐英公使などとしてヨーロッパに8年駐在していた曾紀沢は、この前年の1886年5月に駐英公使の任を後任となった劉瑞芬に引き継ぎ、同年11月に帰国、翌12月には総理衙門大臣に就任していた。曾紀沢はヨーロッパ赴任直後から、サイゴンは「ヨーロッパとアジアの要衝であり、中国の居留民は30万人を超えている」と指摘し、サイゴンに領事を設置すべきことを総理衙門に具申ししていた⁷²⁾。しかし、実際の交換公文では、「サイゴン」は「ハイフォン」に改められている。これは、後述するように、この交換公文そのものが、最終的には曾紀沢の意向を無視して取り交わされたことによるのかもしれない。

その後、双方の領事設置問題については、清仏が互いに領事設置を見合わせることになり、それを前述のとおり交換公文によって確認し合うことになった。しかし、この「取引」に不満を抱く者がいた。コンスタンとの交渉担当者の一人であった曾紀沢である。この条約交渉の約2年後に、曾紀沢は

駐英公使時代の部下（駐英公使館参贊）でイギリス人のハリディ・マカートニー（Halliday Macartney）に宛てた書簡（1889年3月20日付）のなかで、この交換公文による清朝側の「譲歩」は決して自らの本意ではなく、体調不良のためにたった1日総理衙門を休んでいた間に総理衙門の同僚たちによって決められてしまったものだったと述懐している⁷³⁾。その上、在外領事の設置は重要な問題であり、「私はこの課題をこれからも総理衙門に提起し続けたい（I shall try to keep this subject also before the Yamen）」と、自らの強い意志も伝えていた。曾紀沢は1880年前後の時期には、領事の設置は「微益」であり大規模な増設は「有害無益」だと断じていたが、サイゴンと香港における領事の増設や在シンガポール領事の機能強化（清朝の官員である左秉隆の任命）など、ポイントとなる地域における領事の設置とその効果については、必ずしも軽視していたわけではなかった⁷⁴⁾。

清朝側は、最終的に締結された「商務専条」において、中国内地における開鉱権や工業権などの懸案についてフランス側の要求を抑えることに成功し、また、総理衙門自身が「彼らが界務で譲歩したため、我らも商務で少し融通を利かせた」⁷⁵⁾と述べているとおり、国境画定交渉を有利にするために、通商面ではフランス側に譲歩していた。領事設置に関する清朝側の「譲歩」も、こうした内外の権益に対する全体的なバランスのなかで決断されたものであった⁷⁶⁾。

一方、フランス側にとっては、第1章でみたとおり、ベトナムに対する清朝の宗主権を否定する意味においても、清朝のベトナムにおける領事設置権を容認することは有効であった。ただ、条約上に清朝側の領事設置権が明記されることによって清朝の宗主権を否定することさえできれば、清朝の領事が実際にベトナムに派遣されることは、その植民地統治にとってもとより好ましいことではなく、インドシナ植民地の成立（1887年11月）を目前に控えたこの時期には、そうした感覚はいっそう高まっていたはずである。1887年6月の交換公文を生んだフランス側の事情はこのあたりにあったといえよう。

おわりに

1885年の天津条約は、フランスのベトナム保護国化が確定した条約であると同時に、清朝の在ベトナム領事の設置を規定した最初の条約でもあった。そもそも、清朝はベトナムを「属邦」と見なしてきたため、「属邦」たるベトナムと条約を締結し領事を駐在させることは、本来考えられないことであった。そのため、仮にフランスのベトナム侵略の速度が遅く保護国化が遅れていたとすれば、清朝・ベトナム間においても清朝・朝鮮間と類似の「章程」が結ばれ、裁判権を有する「商務委員」が派遣されていた可能性さえあった。むろん清朝政府、特に李鴻章らの朝鮮に対する関心と、ベトナムに対するそれとの間には差異があり、この2つの属国支配のあり方を同一視することはできない。しかし、コゴルダン条約の交渉過程を見てもわかるとおり、清朝が「商民水陸貿易章程」を援用して朝鮮に対して行っていた「属国支配」の方法を、ベトナムに対しても適用しようとする選択肢（オプション）が存在したことは確かである。だが、実際にはそうした歴史過程を歩まなかった。その最大の理由は、やはりフランスのベトナム侵略が加速度的な速さで進展し、1880年代前半に、清朝側が「章程」などを駆使した属国支配の手法を採用し始めた時には、すでにベトナムではそのような間隙を与えないほどにフランス勢力の拡大が進んでいたためであろう。そして、それを可能にしたのは、清・日本・ロシア・イギリス・アメリカなどの諸勢力が朝鮮半島においてある種の「緩衝」状態⁷⁷⁾を作り出したような契機がベトナムにはなく、清朝とフランスが正面から争い合う状況になっていたからである。

清朝と朝鮮は、その間においてのみ適用範囲を限定した「章程」を結び、その規定は西洋諸国や日本などの諸外国には均霑されないものとした⁷⁸⁾。よってここに、西洋諸国間では認め合わず、清朝自身も不当なものとし始めていた片務的な領事裁判権が規定されても、清朝にとっては矛盾とはならなかった。であるならば、フランスとの条約交渉において、朝鮮に対する

ものと同等の権利をベトナムに対して主張したことは、単純に同一視することはできない。清仏戦争後の清朝は、フランスの保護権を承認した以上、ベトナム政府と直接「章程」を締結することはできず、ベトナムとの関係のあり方、つまりベトナムに対する「上国」としての優位性は、フランスとの「条約」によって示す以外にもはや方法がなかったのである。その優位性を保持する恰好の対象となったのが裁判権問題であった。条約交渉のなかで清朝側は、「属邦」において「上国」の民が他国の裁判管轄に服することは許されず、「属邦」の民が「上国」においてその裁判管轄に服さないこともまた認めがたい、との主張を展開したのである。しかしこれは、単に清朝がいまだ冊封・朝貢体制の枠内に囚われていたことのみを意味するものではない。なぜなら、裁判管轄権の有無によって自国と他国との位置を測ろうとすること自体、西洋近代的な主権概念を（部分的ではあっても）受容する行為として捉えられるからである。

つまり、伝統的な宗属関係に根拠を求めていたはずの清朝側の「属邦」に対する裁判権要求は、極めて西洋近代的な発想のもとになされたものだったのである。もとが西洋近代的な発想から出たものである以上、自国の主権の及ぶ地域内において他国が裁判権を行使することなど容認しえない西洋の主権国家との「条約」という形式において、その保護国における領事裁判権の行使を認めさせることは、不可能なことであった。

1887年の交換公文において、すでに獲得していた領事設置権を清朝側が凍結したのは、雲南・広西などの内地開放を回避する目的以外に、コゴルダン条約において清朝側が求めた「威望体面」が保持できる形式での領事派遣が認められなかったことも、その理由の1つであったかもしれない。そもそも李鴻章自身、清仏戦争後においても、「保護」と「属邦」を分離させることによって、フランスのベトナムに対する保護権を認める一方で、ベトナムは依然として清朝の「属邦」であるとする論理を、どこまで現実的なものとして考えていたのか。本稿で確認したように、1886年のコゴルダン条約の交渉時には、この論法でベトナムにおける領事裁判権の獲得を求め、それに

よって「威望体面」の維持を図ろうとした。しかし、予備交渉4回、本交渉4回の計8回に及ぶ条約交渉をへてその実現が困難であることがわかると、最後には「フランスはベトナムを保護し、中国はすでに『上国』の権を失った」と認めざるを得なくなる。その後、清朝が「属邦」論を再び主張したという記録は管見の限り見当たらない。1887年のコンスタンとの条約交渉において、ベトナム国王による進貢の再開が一時企図されたことを除けば、1886年のコゴルダンとの条約交渉がおそらくベトナムの宗主権をめぐる清仏間の抗争の最終局面であり、ベトナムにおける領事裁判権獲得の断念が清朝によるベトナム「放棄」の最終段階だったといえるのではなかろうか。

1870年代以降、清朝は「天朝棄民」から「自国民保護」へとその在外華人政策を徐々に転換させていくなかで、曲折を経ながらも在外領事の設置・拡大を進めていった。その一方で、1880年代には、それまで名分的な主従関係が基本であった清朝と周辺国との宗属関係が、西洋や日本からの圧力や刺激を受けて「属国」の実質化（宗主権の強化）へと転換し始めていた。西洋近代の主権概念や国際法に影響される形で清朝の属人支配と属国支配のあり方は次第に変容し、それが1880年代に朝鮮とベトナムを舞台に重なり合ったことが、「属国」における裁判管轄権の行使または要求という行動や主張をもたらすことになったと考えられるのである。

註

- 1) 本稿は中国現代史研究会（関西）2005年研究集会において行った自由論題報告「在ベトナム領事の設置をめぐる中仏交渉——清仏戦争後の条約交渉を中心に」（2005年3月27日）をもとに、その後発表された諸研究や筆者による史料調査をふまえて執筆したものである。
- 2) 許同莘・汪毅・張承榮編纂『光緒条約』（外交部印刷処、1915年）11年乙酉・西1885年「法約」、7～11頁、王鉄崖編『中外旧約章彙編』第1冊（北京：生活・読書・新知三聯書店、1957年）466～469頁。仏文テキストは、China. The Maritime Customs, III, Miscellaneous Series, No.30, *Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States*, Vol.1, Shanghai, 1917, pp.901-907を参照。

- 3) 前掲『光緒条約』12年丙戌・西1886年「法約」、11～19頁、前掲『中外旧約章彙編』第1冊、477～482頁。
- 4) 前掲『光緒条約』13年丁亥・西1887年「法約」、9～15頁、前掲『中外旧約章彙編』第1冊、512～516頁。
- 5) 袁丁『晚清僑務与中外交渉』（西安：西北大学出版社、1994年）48～52頁を参照。この果てしない論争に終止符を打ったのは、1930年5月16日に中仏間で締結された「規定越南及中国辺省関係專約」（黄月波・于能模・鮑釐人編『中外条約彙編』上海：商務印書館、1936年、617～618頁）であった（1935年7月22日発効）。
- 6) Henri Cordier, *Histoire des relations de la Chine avec les puissances occidentales*, 1860-1900, tome2, Paris, 1902、中島宗一『仏領印度支那に於ける華僑』〔南洋華僑叢書〕（南満洲鉄道株式会社東亜経済調査局、1939年）、ルヴァスール著・成田節男訳『仏印華僑の統治政策』（東洋書館、1944年）、劉伯奎『中法越南交渉史』（台北：台湾学生書局、1980年）、龍章『越南与中法戦争』（台北：台湾商務印書館、1996年）、王志強『李鴻章与越南問題（1881 - 1886）』（広州：暨南大学出版社、2013年）ほか。
- 7) 箱田恵子『外交官の誕生——近代中国の対外態勢の変容と在外公館』（名古屋大学出版会、2012年）47～48頁を参照。
- 8) 拙稿「領事裁判権を行使する中国——日清修好条規の領事裁判権規定と清朝在日領事による領事裁判事例を中心に」（『東アジア近代史』第13号、2010年）、同「近代日中の『交錯』と『分岐』の軌跡——領事裁判権をめぐる」（『東アジア近代史』第15号、2012年）を参照。
- 9) 箱田前掲書、55～56頁。
- 10) 台北の中央研究院近代史研究所檔案館には、「清季駐韓使館檔案」「民国駐韓使館檔案」が保存されており、そのなかには、清末の在朝商務委員・領事によって行われた多くの裁判記録が含まれている。韓国側の研究に、李銀子(이은자)「한국 개항기 (1876～1910) 중국의 治外法權 적용 논리와 한국의 대응——韓中間 조약 체결 과정을 중심으로」（『東洋史学研究』第92輯、2005年9月）、同「19世紀末 在朝鮮 未開口岸의 清商 密貿易 관련 領事裁判案件 研究」（『東洋史学研究』第111輯、2010年6月）がある。
- 11) ベトナムをめぐる宗属問題については、これまで1885年の天津条約で事実上決着したと見て、それ以降もベトナムに関して宗属問題をめぐる議論が存在していたことについては、ほとんど言及されてこなかった（植田捷雄『東洋外交史』上、東京大学出版会、1969年、85頁、坂野正高『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会、1973年、366頁）。しかし、前述のとおり、1886年のコゴルダン条約や87年のコンスタン条約における清仏交渉まで視野に入れなければ、ベトナムをめぐる宗属問題

の「着地点」がどこにあったのかを確認することはできない。つまり、1880年代の初頭から後半までの過程を、清仏戦争をまたいで連続的に捉える視点が必要なのである。

- 12) 本節は植田前掲書の第1編第3章第1節、坂野前掲書の第10章を主に参照した。
- 13) 「軍機処密寄署直隸總督李鴻章上諭」光緒10年4月初10日、前掲『中法戦争』〔中国近代史資料叢刊〕第5冊、334～335頁。
- 14) 李・フルニエ協定の成立過程、および「威望体面」という文言が登場した経緯や仏文・漢文テキスト間の齟齬については、岡本隆司「清仏戦争への道——李・フルニエ協定の成立と和平の挫折」（『京都府立大学学術報告・人文・社会』第60号、2008年12月）を参照。
- 15) コゴルダン（1849～1904年）の略歴は以下のとおりである。法学博士、文学学士、1874年訴訟局長、77年給与局員、1880年2月内閣文案起草係、同年10月訴訟局次長（公法担当）、82年2月に外務省政治局に入り、85年3月スエズ運河国際委員会秘書、同年8月清朝との通商条約締結特使、同年10月15日フランス駐清公使、86年4月25日二等全権公使、同年5～6月朝鮮との友好通商条約締結の全権代表（以上、Cordier, *op.cit.*, p.552 註2を参照）。
- 16) 龍章前掲書、369頁。
- 17) Telegraph No.1210, Campbell to Hart, No.422, Apr 26, 1885, *Archives of China's Imperial Maritime Customs, Confidential Correspondence between Robert Hart and James Duncan Campbell 1874-1907*, compiled by Second Historical Archives of China & Institute of Modern History, Chinese Academy of Social Sciences, Beijing, Foreign Languages Press, Vol.3, 1992, pp.1181-1182.
- 18) 前掲『中外旧約章彙編』第1冊、151頁。
- 19) Telegraph No.1258, Hart to Campbell, No.248, May 14, 1885, *Archives of China's Imperial Maritime Customs, op. cit.*, p.1190. 邦訳は岡本隆司「清仏戦争の終結——天津条約の締結過程」（『京都府立大学学術報告・人文』第61号、2009年12月）26頁による。
- 20) Telegraph No.1195, Hart to Campbell, No.234, Apr 22, 1885, Telegraph No.1201-1209, Campbell to Hart, No.413-421, Apr 25-26, 1885, *Archives of China's Imperial Maritime Customs, op.cit.*, pp.1178-1181. 1885年の天津条約交渉は、「コゴルダン—キャンベル—ハート—総理衙門」のルートで主に進められ、実際に調印した李鴻章・パトノートル間では若干の修正がなされただけであった。ハートの「業余外交」は、清仏戦争の停戦をめぐる清仏交渉と、マカオの帰属問題に関するリスボン議定書の締結交渉（1887年）が最も有名で、1880年代に特徴的に見られた清朝外交の重要なチャンネルの1つであった。
- 21) No.252, de Freycinet, à Patenôtre, télégramme, 11 mai 1885, *Documents diplomatiques*,

Affaires de Chine et du Tonkin, 1884-1885, Paris, 1885, p.261.

- 22) 「寄訳署」光緒11年4月初10日午刻、顧廷龍・葉匪廉主編『李鴻章全集（一）電稿一』（上海人民出版社、1985年）502頁。
- 23) 「寄訳署」光緒11年4月15日酉刻、前掲『李鴻章全集（一）電稿一』506頁。
- 24) 坂野正高は「間接に中国はベトナムに対する宗主権を放棄したことを承認したことになる」と解説しているが（坂野前掲書、366頁）、後述するように、1886年の条約交渉時にも、清朝側はあくまでフランスの「保護権」を承認したにすぎない、と主張している。
- 25) フランスのベトナムに対する保護権を規定したこの第2条（主に清朝側が挿入を求めた「威望体面」の扱い）が天津条約交渉の最大の争点であった。詳細は岡本前掲「清仏戦争の終結」を参照。
- 26) 前掲『仏領印度支那に於ける華僑』71頁。
- 27) コゴルダン条約の締結交渉を扱った研究は、管見の限りでは、同時代人であるコルディエによる著作（Cordier, *op.cit.*）とそれを引用した若干の論考しか見当たらず、詳しい交渉過程を記した清朝側の史料が残されているにもかかわらず、それらを利用した研究はまったく行われていない。なお、フランス外務省の公刊史料である *Documents diplomatiques français* にはコゴルダン条約・コンスタン条約の交渉過程に関する史料は含まれていないが、フランス外務省文書館（Centre des Archives Diplomatiques, Ministère des Affaires étrangères）にはコゴルダンの中国駐在時の外交文書（Mémoires et Document (Asie): Chine, 23 (1886-1888), n）が保管されている。ただその中でも、清朝側に残されているような詳細な交渉記録は見当たらない。
- 28) 中国赴任に当たり、「年齢的に困難があるであろう若い外交官」（Cordier, *op.cit.*, p.553）のコゴルダン（当時36歳）に首相フレシネは1885年10月21日付で次のような電報を送っている。「中国は貴下を青二才と見くびって、経験不足で何かにつけ動かしやすいとみなすだろう。細かい難題をふっかけてこようが、それは通商条約（の締結）を妨げる目的ではなく、利益を引き出すためにそうするのであるから、細かいところに万全を期して、忍耐強く、冷静毅然と対処されたし」（同上）。
- 29) 「総署致李鴻章論中法約款函」光緒11年11月初1日（1885年12月6日）、王彦威・王亮編『清季外交史料』（外交史料編纂処、1933年）巻62、1頁。
- 30) 同、6～13頁（「附中法条約」）。
- 31) また、第18条においては、フランス人およびその保護民が通商地において工場を建設する権利も含まれていた。これは、後の下関条約第6条第4項の工業企業権の設定にもつながる、注目すべき要求の1つである。
- 32) 前掲『清季外交史料』、巻62、1～6頁（「附擬改訂中法約款草案」）。
- 33) 同、2頁（第3款）。

- 34) 漢名は卜法徳、1847年生まれで没年は未詳、フランスの外交官で、Cordier, *op.cit.*, p.565 に略歴がある。
- 35) 漢名は白藻泰、1852年生まれで没年は未詳、フランスの外交官で、1872年に来華後、在福州副領事(1882年～)、同領事(1885年～)、在広州領事(1886年4月～1888年)、在天津領事(1891～92年)、在上海総領事(1896～1901年)を歴任した。Cordier, *op.cit.*, p.34 に略歴がある。
- 36) 漢名は微席葉、1858年生まれ1930年没、フランスの外交官・漢学家で、1882年に来華、1886年当時は公使館付一等通訳官であった。Cordier, *op.cit.*, p.324 に略歴がある。
- 37) 「北洋大臣李鴻章向総署抄送中法越辺通商章程会谈節略」光緒11年12月22日に添付されている「照録津海関周道等与法参贊卜法徳四次会議越南通商章程」(以下略)、張振鵬主編『中法戦争』〔中国近代史資料叢刊続編〕第2冊(北京:中華書局、1995年)781～786頁、中央研究院近代史研究所編『中法越南交渉檔』(台北:精華印書館、1962年)第5冊、3332～3337頁。この4次の交渉記録の原史料は、台北・中央研究院近代史研究所檔案館所蔵「総理各国事務衙門檔案・越南檔」(01-24-18-4)に収録されている。
- 38) 前掲『中法戦争』〔中国近代史資料叢刊続編〕第2冊、790～794頁、前掲『中法越南交渉檔』第5冊、3341～3345頁。
- 39) 前掲『中法戦争』〔中国近代史資料叢刊続編〕第2冊、786～790頁、前掲『中法越南交渉檔』第5冊、3337～3341頁。
- 40) 原文は「貴稿」となっており、清朝側も草案を提示して交渉に臨んでいたようだが、その原文は見当たらない。
- 41) 「ラオカイ以上」とは、紅河(ソンコイ川)のラオカイよりも上流の雲南省内の地域を指す。
- 42) そのうち、第38・39条については、本章第3節を参照。
- 43) 前述した1884年のフランス・ベトナム間における第2次ユエ条約(批准は1886年2月23日)によって、ベトナムにおけるすべての外国人はフランスの裁判管轄に属すると規定されている。
- 44) 前掲『中法越南交渉檔』第6冊、3381～3389頁。第1次と第2次の交渉記録は、1886年3月1日(光緒12年正月26日)付の李鴻章の総理衙門宛て書簡に添付されていたものである。
- 45) 前掲『中法越南交渉檔』第6冊、3384～3385頁。
- 46) 同、3389～3394頁。
- 47) 「総理各国事務衙門転到李鴻章函」光緒12年2月11日「附件一」、前掲『中法戦争』〔中国近代史資料叢刊〕第7冊、51～58頁。第3次・第4次の交渉記録は、1886年3月12日(光緒12年2月初7日)付の李鴻章の総理衙門宛ての書簡に添付されたものである(同、51～65頁)。

- 48) 1882年の「商民水陸貿易章程」では、朝鮮の通商港においては、中国人が訴え出た裁判では清朝の商務委員が裁判権を有するとされ(第2条)、その他の経済犯罪の裁判は、朝鮮人が原告で中国人が被告の場合、清朝の商務委員が逮捕権・裁判権を有し、中国人が原告で朝鮮人が被告の場合、朝鮮の官員が被告の犯人を引き渡し、清朝の商務委員と共同で裁判を行うとされていた(第5条)(前掲『中外旧約章彙編』第1冊、405頁)。
- 49) Telegraph No.1289, Hart to Campbell, No.260, May 23, 1885, *Archives of China's Imperial Maritime Customs, op.cit.*, p.1194. ただそれは、ベトナムを保護国としたフランスが認めるはずがなく、問題とはならないと考えられた。
- 50) 佐々木揚「清末の『不平等条約』観」(『東アジア近代史』第13号、2010年) 25～29頁。
- 51) 「総理各国事務衙門転到李鴻章函」光緒12年2月11日(1886年3月16日)「附件二」、中国史学会主編『中法戦争』〔中国近代史資料叢刊〕(上海人民出版社、1957年)第7冊、58～65頁。
- 52) []内は第1条の付則にあたる。
- 53) 「欽差大臣直隸總督李鴻章奏摺」光緒12年3月22日(1886年4月25日)、前掲『中法戦争』〔中国近代史資料叢刊〕第7冊、69～73頁、前掲『中法越南交渉檔』第6冊、3691～3696頁。なお、この上奏は予備交渉を担当した周馥が代筆したものである(「代李文忠公擬滇粵邊界通商議約摺」光緒12年3月22日(附約款)、周馥『周馥慎公全集』秋浦周氏、1922年、「奏稿」巻5、26～38頁)。
- 54) 拙稿「清末中国における在外領事設置問題の研究——「南洋」領事の増設問題を中心に」愛知学院大学大学院文学研究科博士論文、2008年、第1章第2節を参照。
- 55) ちなみに、ベトナム華人問題における当時の総理衙門の主な関心は、ベトナム華人に課されていた人頭税をいかにして廃止させるかにあった(「許使致訳署」光緒12年4月17日〔1886年5月20日〕已刻到、前掲『李文忠公全集』「電稿」巻7、21頁)。
- 56) Cordier, *op.cit.*, pp.565-566.
- 57) Cordier, *op.cit.*, p.567.
- 58) 前掲『仏領印度支那に於ける華僑』71～72頁。天津条約は1886年4月4日にアンナン・トンキン地方で公布されている(同、71頁)。
- 59) 註28をみよ。
- 60) 龍章前掲書、376～378頁。
- 61) 「総理衙門致法国公使照会」「法国公使覆総理衙門照会」、前掲『光緒条約』13年丁亥・西1887年「法約」16～17頁、前掲『中外旧約章彙編』第1冊、511～512頁。この交換公文は総理衙門側から先に発せられ、コンスタン側がそ

れに応えた形式になっている。

- 62) 「総署奏中法界務商務統経議定摺」光緒 13 年 5 月初 3 日 (1887 年 6 月 23 日)、前掲『清季外交史料』巻 71、16～19 頁、「論法約減税」光緒 13 年 4 月初 1 日 (1887 年 4 月 23 日) 所収の「擬分別准駁節略」、前掲『李文忠公全集』「訳署函稿」巻 19、2～4 頁、「寄周署運司馥」光緒 12 年 11 月 11 日 (1887 年 1 月 4 日) 已刻、前掲『李鴻章全集 (一) 電稿一』758～759 頁、「寄訳署」光緒 12 年 12 月 17 日 (1887 年 1 月 10 日) 酉刻、同上、763 頁。
- 63) 「論法議改約」光緒 12 年 12 月 11 日 (1887 年 1 月 4 日)、前掲『李文忠公全集』「訳署函稿」巻 18、62～63 頁。北京で総理衙門と交渉していたコンスタンのみならず、フランス本国でもフレシネが同様の提案を駐仏公使の許景澄に行っていたようである (同上)。
- 64) 「寄訳署」光緒 12 年 8 月 12 日 (1886 年 9 月 28 日) 辰刻、前掲『李鴻章全集 (一) 電稿一』713 頁。
- 65) 「滇越境界勘界節略」1886 年 10 月 19 日 (光緒 12 年 9 月 22 日)、前掲『中外旧約章彙編』第 1 冊、498～503 頁。フランス側は、国境画定交渉よりも通商交渉を急いでおり、特に雲南省に通商都市を設定することを最優先していたという (「寄訳署」光緒 12 年 8 月 22 日 [1886 年 10 月 8 日] 戌刻、前掲『李鴻章全集 (一) 電稿一』717 頁)。
- 66) 「寄周署運司馥」光緒 12 年 11 月 11 日 (1887 年 1 月 4 日) 已刻、前掲『李鴻章全集 (一) 電稿一』758～759 頁。
- 67) 「論法議改約」光緒 12 年 12 月 11 日 (1887 年 1 月 4 日)、前掲『李文忠公全集』「訳署函稿」巻 18、62～63 頁。
- 68) 同上、および「寄訳署」光緒 12 年 12 月 17 日 (1887 年 1 月 10 日) 酉刻、前掲『李鴻章全集 (一) 電稿一』、763 頁。李鴻章はフランス在天津領事リステルーベ (Paul Ristelhueber 漢名は林椿) と繰り返し面会し、フランス側の動向を探っていた。
- 69) 「論法議改約」光緒 12 年 12 月 11 日 (1887 年 1 月 4 日)、前掲『李文忠公全集』「訳署函稿」巻 18、63 頁。1886 年のビルマ・チベット協定については、箱田前掲書、第 4 章を参照。
- 70) 「論法約減税」光緒 13 年 4 月初 1 日 (1887 年 4 月 23 日) 所収の「擬分別准駁節略」、前掲『李文忠公全集』「訳署函稿」巻 19、2～4 頁。
- 71) 『曾紀沢日記』(長沙：岳麓書社、1998 年) 下冊、光緒 13 年 4 月初 6 日 (1887 年 4 月 28 日)、初 10 日 (5 月 2 日)、14 日 (6 日)、17 日 (9 日)、18 日 (10 日)、21 日 (13 日)、23 日 (15 日)、閏 4 月初 6 日 (28 日)、初 7 日 (29 日)、15 日 (6 月 6 日)、18 日 (9 日)、20 日 (11 日)、24～28 日 (15～19 日)、5 月初 6 日 (26 日) 条。
- 72) 「巴黎致総署総辦」己卯 5 月 15 日 (1879 年 7 月 4 日)、『曾惠敏公遺集』(江南

製造総局、光緒19年)「文集」巻3、6～7頁。

- 73) Boulger, *The life of Sir Halliday Macartney K.C.M.G. : commander of Li Hung Chang's trained force in the Taeping Rebellion, founder of the first Chinese arsenal, for thirty years councillor and secretary to the Chinese Legation in London*, London, J. Lane the Bodley Head, 1908, pp.443-444. 書簡は英文による。この書簡を受け取った1年後、マカートニーは駐英公使としてロンドンに赴任してきた薛福成と清朝領事の増設について協議し、マカートニーが主導する形で、領事増設に関する対英交渉が進められていくことになる。
- 74) 拙稿「在外領事像の模索——領事派遣開始前後の設置論」(岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009年)を参照。ただ、この書簡には信憑性に疑問を抱かせる部分もある。前述した李鴻章の総理衙門宛の書簡にもあるように、交換公文によって領事設置を相互に見合わせる「取引」自体は、条約締結の2カ月も前から決まっていたからである。その上、この書簡が清朝領事の拡大に積極的であったマカートニー側に残されていたものであることも注意しなければならない。しかし、書簡には領事問題以外にも多岐にわたって様々な外交問題が論じられており、清朝政府側の内部事情も含めたそれらの詳細な記述が、すべてマカートニーによる捏造であったとは考えにくい。よって、この書簡が間違いなく曾紀沢の手になるものという前提に立てば、その内容が他の史料が伝える事実と異なる点があった場合、曾紀沢が記憶違いをしていたか、あるいは自らを正当化する記述を故意に書いたかのどちらかであろう。この史料だけでは断定的なことはいえないものの、曾紀沢と他の総理衙門大臣の間には、領事設置問題について意見に隔たりがあっていたことは確かなようである。
- 75) 「総署奏中法界務商務統経議定摺」、前掲『清季外交史料』巻71、19頁。
- 76) 清朝側では、このコゴルダン条約とコンスタン条約の結果を勝利と考え、「李鴻章の如きは仏国を屈服せしめて満足なる成果を収め得たのは一に皇威の然らしむる所であると奏上して仏人の怒を買ふたけれども、各国人の批評も仏国の失敗と見るのが多数であった」という(窪田文三『支那外交通史』三省堂、1928年、293頁)。
- 77) 岡本隆司『属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運』(名古屋大学出版会、2004年)を参照。
- 78) 「商民水陸貿易章程」前文(前掲『中外旧約章彙編』第1冊、404～405頁)。

Negotiations between China and France regarding the Establishment of Chinese Consulates in Vietnam: China's Demand for Consular Jurisdiction and the "Tributary" Dispute

AOYAMA Harutoshi

Vietnam, along with Korea, was regarded as an important "tributary" by the Chinese government, and it became the subject of a growing dispute between China and France in the early 1880s. This culminated in combat in 1883 and eventually developed into the Sino-French War (1884-1885). The war ended with the signing of the Treaty of Tianjin in April 1885, in which the Chinese government unwillingly approved Vietnam's becoming a protectorate of France. However, in the year after this treaty was signed, during the border and commerce negotiations between representatives of China (Li Hongzhang 李鴻章) and France (Georges Cogordan), the Chinese government insisted that Vietnam was China's tributary.

During this negotiation, the Chinese government maintained that despite being made a protectorate, Vietnam was unarguably a Chinese tributary, and it demanded that Chinese consulates should have jurisdiction over lawsuits among the Chinese or between the Chinese and Vietnamese. In addition, for lawsuits between the Chinese and French in Vietnam, a government official representing the defendant should have jurisdiction, and a government official representing the plaintiff as well as a Korean official should be present at the judgment. Finally, Vietnamese residents in China should be under the protection of a Chinese official. France rejected China's demands because according to western law, even though France could grant most-favored-nation status to Chinese consuls, foreign officials were not permitted to exercise jurisdiction in another country's territory.

China's demands were based on its intention to ensure that France did not damage its "dignité (威望體面)" with regard to its "rapport (往來)" with Vietnam established by the Treaty of Tianjin (1885). As far as Chinese people are under the jurisdiction of a foreign country in Vietnam as China's tributary, and Vietnamese people as subjects of China's tributary are not under Chinese jurisdiction in China, these acts are interpreted as damaging China's "dignité (威望體面)" by Chinese government. This attitude of China indicates that consular jurisdiction was regarded as an important index to gauge relationships between China and its tributaries.

Following this, there is no historical documentation to show that the Chinese government continued to insist on Vietnam being its tributary. Nevertheless, the Chinese government arranged for the King of Vietnam to honor China during the negotiation of the treaty with Ernest Constans in 1887. In short, when the negotiation of the treaty with Georges Cogordan concluded in 1886, China abandoned its attempt to acquire consular jurisdiction in Vietnam, marking this as the final stage of the dispute concerning suzerainty over Vietnam between China and France.